



県章

三重県公報

昭和61年5月30日 金曜日 第11485号

目次

規則

- 三重県職業訓練手当等支給規則の一部を改正する規則 (職業能力開発課) 2
- 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (職業安定課) 3
- 三重県農業経営近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する規則 (経済園芸課) 3
- 三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する規則 (漁政課) 5

告示

- 昭和61年度保母試験の実地施 (児童家庭課) 6
- 保険医療機関の指定及び療養取扱期間の申出の受理 (保険課) 7
- 保険医療機関及び保険薬局の指定 (同) 7
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意 (漁政課) 9
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出及びその指定漁船調書の縦覧 (同) 10
- 公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧 (港湾課) 10
- 都市計画の変更及びその図書の縦覧 (都市計画課) 12
- 同件 (同) 12

公安委告示

- 遊技機の形式に関する技術上の規格に適合している旨 (公安委員会) 12

訓令

- 三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令 (人事課) 13
- 三重県行政資料の収集管理に関する訓令 (学事文書課) 17

公告

- 農業振興地域の区域の変更 (農政課) 20

- 土地改良事業計画の変更認可 (耕 地 課) 21
 - 土地改良区役員の退任及び就任の届出 (耕 地 課) 21
 - 開発行為に関する工事の完了 (開発指導課) 31
 - 同件 (北 勢 県 民 局) 32
 - 同件 (桑名土木事務所) 32
 - 同件 (北 勢 県 民 局) 32
 - 同件 (市土木事務所) 32
 - 同件 (北 勢 県 民 局) 33
 - 同件 (鈴鹿土木事務所) 33
 - 同件 (津 地 方 県 民 局) 34
 - 同件 (津土木事務所) 34
 - 同件 (津 地 方 県 民 局) 34
 - 同件 (久居土木事務所) 34
 - 同件 (南勢志摩県民局) 34
 - 同件 (伊勢土木事務所) 34
- お知らせ
- 三重県中央卸売市場の関連事業者の補充募集 (経済園芸課) 35
 - 正 誤
 - 昭和61年 2 月28日付け三重県公報第11459号 (開発指導課) 36

規 則

三重県職業訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年五月三十日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第三十四号

三重県職業訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

三重県職業訓練手当等支給規則(昭和四十一年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二千六百円」を「二千六百八十円」に改める。

第六条第四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七項中「二万円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「二千三百四十円」を「二千四百三十円」に、「四千五百円」を「四千九百五十円」に、「六千二百十円」を「六千七百五十円」に改める。

第八条中「二万五千円」を「二万五千五百円」に改める。

別表中「二千九百十円」を「三千円」に、「二千六百円」を「二千六百八十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県職業訓練手当等支給規則(以下「新規則」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
- 2 昭和六十一年四月一日前の公共職業訓練又は職場適応訓練に係る基本手当及び技能習得手当の額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の三重県職業訓練手当等支給規則の規定に基づき昭和六十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた基本手当、技能習得手当及び受講奨励金は、それぞれ新規則の規定による基本手当、技能習得手当及び受講奨励金の内払とみなす。

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年五月三十日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第三十五号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和三十九年三重県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「一万七千八百円」を「一万八千三百円」に、「一万八千八百円」を「一万九千三百円」に改め、同項第二号中「七百十円」を「七百三十円」に、「七百五十円」を「七百七十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職場適応訓練委託規則(以下「新規則」という。)第十条第二項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
- 2 昭和六十一年四月一日前の職場適応訓練に係る職場適応訓練費は、なお従前の例による。
- 3 改正前の職場適応訓練委託規則第十条第二項の規定に基づきこの規則の施行前に支払われた昭和六十一年四月一日以後の職場適応訓練に係る職場適応訓練日は、新規則による職場適応訓練費の内払とみなす。

三重県農業経営近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年五月三十日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第三十六号

三重県農業経営近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する規則

三重県農業経営近代化資金利子補給金交付規則(昭和三十六年三重県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表(農業近代化資金)の項第一号から第四号までの規定中「年二・九パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・七パーセント」に改め、同項第五号中「年三パーセント」を「年二・六五パーセント」に、「年二パーセント」を「年一・八五パーセント」に改め、同項第六号及び第七号中「年二・九パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・七パーセント」に改め、同項第八号中「年三・五パーセント」を「年三パーセント」に改め、同項第九号中「年四・七五パーセント」を「年四・二五パーセント」に、「年四・二五パーセント」を「年三・七五パーセント」に、「年三・二五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改め、同項第十号中「年三・五パーセント」を「年三パーセント」に、「年二・七五パーセント」を「年二・二五パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同項第十一号中「年五・二五パーセント」を「年四・七五パーセント」に改め、同項第十二号中「年三・五パーセント」を「年三パーセント」に、「年二・九パーセント」を「年二・五パーセント」に改め、同項第十三号中「年四パーセント」を「年三・五パーセント」に改め、同項第十四号及び第十五号中「年三・七五パーセント」を「年三・二五パーセント」に、「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年二パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

附則第三項中「「年二・九パーセント」とあるのは「年三・一五パーセント」と、「年一・九パーセント」とあるのは「年二・一五パーセント」と、「年〇・九パーセント」とあるのは「年一・一五パーセント」とし、同項第五号中「年三パーセント」とあるのは「年二・一五パーセント」と、「年二パーセント」とあるのは「年一・一五パーセント」とし、同項第六号及び第七号中「年二・九パーセント」とあるのは「年三・一五パーセント」と、「年一・九パーセント」とあるのは「年二・一五パーセント」と、「年〇・九パーセント」とあるのは「年一・一五パーセント」とを「年二・五パーセント」とあるのは「年二・七五パーセント」と、「年一・五パーセント」とあるのは「年一・七五パーセント」と、「年〇・七パーセント」とあるのは「年〇・九五パーセント」とし、同項第五号中「年二・六五パーセント」とあるのは「年二・七五パーセント」と、「年一・八五パーセント」とあるのは「年一・九五パーセント」とし、同項第六号及び第七号中「年二・五パーセント」とあるのは「年二・七五パーセント」と、「年一・五パーセント」とあるのは「年一・七五パーセント」と、「年〇・七パーセント」とあるのは「年〇・九五パーセント」に改める。

ト」とし、同項第六号及び第七号中「年二・五パーセント」とあるのは「年二・七五パーセント」と、「年一・五パーセント」とあるのは「年一・七五パーセント」と、「年〇・七パーセント」とあるのは「年〇・九五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条及び附則第三項の規定は、昭和六十一年五月一日から適用する。
- 2 改正前の三重県農業経営近代化資金利子補給金交付規則に基づき昭和六十一年四月三十日までに融資機関が貸し付けた農業経営近代化資金に係る利子補給率については、なお、従前の例による。
- 3 三重県農業経営近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する規則(昭和六十一年三重県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「「年二・九パーセント」とあるのは「年三・一五パーセント」と、「年一・九パーセント」とあるのは「年二・一五パーセント」と、「年〇・九パーセント」とあるのは「年一・一五パーセント」とし、同項第五号中「年三パーセント」とあるのは「年三・一五パーセント」と、「年二パーセント」とあるのは「年二・一五パーセント」とし、同項第六号及び第七号中「年二・九パーセント」とあるのは「年三・一五パーセント」と、「年一・九パーセント」とあるのは「年二・一五パーセント」と、「年〇・九パーセント」とあるのは「年一・一五パーセント」とを「年二・五パーセント」とあるのは「年二・七五パーセント」と、「年一・五パーセント」とあるのは「年一・七五パーセント」と、「年〇・七パーセント」とあるのは「年〇・九五パーセント」とし、同項第五号中「年二・六五パーセント」とあるのは「年二・七五パーセント」と、「年一・八五パーセント」とあるのは「年一・九五パーセント」とし、同項第六号及び第七号中「年二・五パーセント」とあるのは「年二・七五パーセント」と、「年一・五パーセント」とあるのは「年一・七五パーセント」と、「年〇・七パーセント」とあるのは「年〇・九五パーセント」に改める。

三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年五月三十日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第三十七号

三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則の一部を改正する規則

三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則(昭和四十四年三重県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 2 漁業近代化資金助成法施行令(昭和四十四年政令第二百九号)附則第二項に規定する資金についての別表の規定の適用については、同表の利子補給率の欄中「三・二五パーセント」とあるのは「三・五パーセント」と、「三・〇五パーセント」とあるのは「三・三パーセント」と、「二・五パーセント」とあるのは「二・七五パーセント」と、「二・三パーセント」とあるのは「二・五五パーセント」と、「二・一五パーセント」とあるのは「二・五パーセント」と、「二・五パーセント」とあるのは「二・七五パーセント」と、「二・四五パーセント」とあるのは「二・七パーセント」と、「〇・七パーセント」とあるのは「〇・九五パーセント」とする。

別表の一の表の利子補給率の欄中「三・六五パーセント」を「三・一五パーセント」と、「三・四五パーセント」を「三・〇五パーセント」と、「二・九パーセント」を「二・五パーセント」と、「二・七パーセント」を「二・三パーセント」と、「二・六五パーセント」を「二・一五パーセント」と、「二・九パーセント」を「二・五パーセント」と、「二・七パーセント」を「二・三パーセント」と、「二・六五パーセント」を「二・四五パーセント」と、「〇・九パーセント」を「〇・七パーセント」と改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第二項及び別表の一の表の規定は、知事がこの規則の施行の日以後に利子補給の承諾を行った漁業近代化資金の利子補給率について適用する。



三重県告示第272号

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により、昭和61年度保母試験を次のとおり実施する。

昭和61年 5 月30日

三重県知事 田 川 亮 三

1 受験資格

次のいずれかに該当する者(男女の別は、問わない。)

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者若しくは通常の過程による12年の学校教育を修了した者(通常の過程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- (2) 認可された児童福祉施設において、満18歳に達した後、3年以上児童の

保護に従事した者

- (3) その他厚生大臣の定める基準に従い、知事において適当な資格を有すると認定した者

2 試験期日

筆記試験 昭和61年 8 月12日及び13日

実技試験 昭和61年 8 月25日又は26日のいずれか 1 日

3 試験場所

津市新町3丁目1-1

三重県立津高等学校

4 受験願書受付期間

昭和61年 7 月 1 日から同月 7 日まで

5 受験願書提出先(郵送に限る。)

三重県津市広明町13番地

(郵便番号514)

三重県福祉部児童家庭課

6 その他

受験手続き等の詳細は、三重県福祉部児童家庭課、各県民局福祉事務所及び市町村役場で公布する昭和61年度三重県保母試験実施要綱を参照すること。

三重県告示第273号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関を指定し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和61年 5 月30日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定及び申出 受理年月日
川口整形外科	亀山市野村町忍山961	61.4.15
小山医院	熊野市有馬町285-1	61.4.1
山崎歯科医院	桑名市大字江場字江場屋敷	61.4.15

349-3

三重県告示第274号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定した。

昭和61年 5 月30日

三重県知事 田 川 亮 三		
名 称	所 在 地	指定年月日
黒田外科医院	桑名市西別所1000	61.5.1
櫻井外科	" 矢田磯64	61.5.1
橋爪内科	" 桑部山ヶ鼻1483の6	61.5.15
アマヤ内科城南診療所	" 安永七丁目1576-4	61.5.16
寺尾医院	四日市市西浦一丁目7-15	61.5.28
川村眼科	" 浜田町10-11	61.5.28
寺尾医院	" 坂部が丘三丁目1-15	61.5.15
小野医院	" 川原町34-7	61.5.25
渡辺医院	" 富州原町14-20	61.5.15
若林耳鼻咽喉科	" 生桑町114の1	61.5.1
水谷医院	" 山城町1163	61.5.8
医療法人社団主体会川村病院	" 城北町8-1	61.5.1
朝日皮膚科	鈴鹿市白子本町11番33号	61.5.15
坂本外科胃腸科医院	" 神戸1-5-1	61.5.15
薬王堂病院	一志郡嬉野町薬王寺786	61.5.2
野々山耳鼻咽喉科	松阪市大黒田町字下野469-3	61.5.1
畠中医院	伊勢市大湊町862	61.5.1
日比外科	志摩郡磯部町迫間49-6	61.5.20
山下医院	" 阿児町甲賀2661の2	61.5.2
熊野市立荒坂診療所	熊野市二木島町349	61.5.1
鉢田産婦人科医院	上野市玄蕃町197	61.5.9
香川歯科医院	員弁郡東員町笹尾東3丁目2番の9	61.5.1
田中歯科医院	桑名市大字矢田318	61.5.1
加藤歯科医院	四日市市諏訪栄町1-4	61.5.1
鈴木歯科医院	" " 5-4 ニューヨッカイチビル4階	61.5.1
西城歯科	四日市市安島2丁目10の9	61.5.1

安田歯科医院	鈴鹿市竹野一丁目6-8	61.5.1
宮崎歯科医院	" 算所2丁目12-11	61.5.16
大井歯科医院	" 中旭が丘2丁目6-23	61.5.2
吉田歯科医院	松阪市五十鈴町21	61.5.23
清水歯科	" 新町1013	61.5.15
デンタルクリニックよしだ駅前診療所	" 日野町729番地	61.5.16
片山歯科医院	伊勢市勢田町103-102	61.5.1
竹田歯科医院	北牟婁郡紀伊長島町東長島字宮の前988	61.5.16
武田歯科医院	名賀郡青山町阿保147	61.5.28
坂口薬局支店	員弁郡北勢町阿下喜2073-4	61.5.1
いなば薬局	三重郡菰野町菰野1182	61.5.28
平田薬局	四日市市塩浜980-3	61.5.28
株式会社善快堂薬局	" 富田3丁目4-1	61.5.28
岸田薬局	久居市中町273-1	61.5.2
今西薬局	尾鷲市中井町	61.5.28
足立小児科	伊勢市吹上1丁目6-24	61.5.1
阿曾浦医院	度会郡南島町阿曾浦307	61.5.2

三重県告示第275号

次のものについては、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意があつたものと認められる。

昭和61年 5 月30日

三重県知事 田 川 亮 三

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出年月日	加入区	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	
		住所	氏名
昭和61年 4 月26日	長 太	鈴鹿市栄町四丁目20-32	服 部 修
		鈴鹿市長太旭町六丁目13-31	前 野 源次郎
		鈴鹿市長太旭町一丁目10-29	岡 本 嘉 治
昭和61年 4 月21日	立 神	志摩郡阿児町立神1742の14	杉 本 金之助
		志摩郡阿児町立神2747の5	鈴 木 達 久
		志摩郡阿児町立神1681	森 下 文太郎

三重県告示第276号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めるため、発起人から次のとおり届出があつた。

なお、この届出にかかる指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備えおいて、昭和61年 5月30日から同年 6月14日まで縦覧に供する。

昭和61年 5月30日

三重県知事 田 川 亮 三

加入区 の 名 称	発 起 人		漁船損害等補償法 第113条第1項の申 出をした漁業協同 組合
	住 所	氏 名	
西 黒 部	松阪市高須町 松阪市高須町 松阪市高須町	東 出 茂 片 桐 久 一 西 山 益 生	西黒部漁業協同組合
千 賀	鳥羽市千賀町 鳥羽市千賀町 鳥羽市千賀町	南 千賀史 上 村 栄 次 浜 中 忠 吉	千賀漁業協同組合
五 ヶ 所 浦	度会郡南勢町五ヶ所浦 度会郡南勢町五ヶ所浦 度会郡南勢町飯満	村 田 活 式 岡 田 健 山 本 義 雄	五ヶ所浦漁業協同組合

三重県告示第277号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願があつた。

なお、当該出願に係る関係書類は、昭和61年 5月30日から同年 6月19日まで、三重県土木部港湾課、三重県北勢県民局鈴鹿土木事務所及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和61年 5月30日

白子港港湾管理者の長

三重県知事 田 川 亮 三

1 出願の年月日

昭和61年 5月12日

2 出願者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願者

津市広明町13番地

三 重 県

代表者

津市観音寺町446番地の20

三重県知事 田 川 亮 三

3 埋立区域

(1) 位 置

三重県鈴鹿市白子町1丁目6270の10、6270の250、6270の376番地地先堤防敷及び浜洲をはさむ公有水面

(2) 区 域

次の①の地点から②の地点までを直線で結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ昭和56年 4月24日付け三重県指令港第34号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+2.37mに決定) によって囲まれた区域

①の地点 白子港南防波堤燈台（北緯34度49.6分、東経136度36.0分）から247度29分31秒 87.67mの地点

②の地点 ①の地点から215度07分40秒 30.00mの地点

(3) 面 積

688.80㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

三重県鈴鹿市白子1丁目6270の10、6270の250、6270の376番地地先の堤防敷、浜洲及び公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 白子港南防波堤燈台（北緯34度49.6分、東経136度36.0分）から222度26分07秒 54.20mの地点

⑧の地点 ④の地点から215度07分40秒 70.00mの地点

③の地点 ⑧の地点から305度07分40秒 80.00mの地点

①の地点 ③の地点から 35度07分40秒 70.00mの地点

(3) 面 積

5,602.01㎡

5 埋立地の用途

(1) 物揚場用地 埋立地の東端で海に面した位置 約300㎡

(2) 荷捌用地 埋立地の南端で物揚場用地直背後の位置 約254㎡

(3) 道路用地 埋立地の北端で物揚場用地直背後の位置 約135㎡

三重県告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、四日市都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和61年5月30日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 都市計画を変更する土地の区域
四日市都市計画区域
都市計画図書において表示する。

- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び四日市市都市計画部都市計画課

三重県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、四日市都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したので、同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和61年5月30日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 都市計画を変更する土地の区域
四日市都市計画区域
都市計画図書において表示する。

- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び四日市市都市計画部都市計画課

公安委員会告示

三重県公安委員会告示第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあつた次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

昭和61年5月30日

三重県公安委員会委員長 金 丸 吉 生

遊技機の型式	製造業者の 氏名又は名称	検定年月日	検定番号
サンバーイレブン	豊丸産業株式会社	昭和61年5月30日	630046
ミラクルスター2号	豊丸産業株式会社	昭和61年5月30日	610064
ゴング	株式会社三洋物産	昭和61年5月30日	620068
ニューフローラル	株式会社三洋物産	昭和61年5月30日	630069
クラッシャー	株式会社ソフィア	昭和61年5月30日	620042
モグラタタキ	株式会社ソフィア	昭和61年5月30日	620030
ベースボールP-2	株式会社ソフィア	昭和61年5月30日	610041



三重県訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和61年5月30日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和53年三重県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表第1号の項期間の欄中「3」を「2」に改め、同表第2号の項中第2項を削り、第3号を第2号とし、同表第3号の項第4号中

看護

婦	白	衣	1	1
---	---	---	---	---

を

イ	看護婦	白	衣	1	1
ロ	機能訓練士 職業指導員	作業服(上) 白ズボン	1	2	1

に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表第4号の項部の欄中「保健衛生部」を「保健環境部」に改め、同項第5号を削り、同項第4号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 業務食品環境課	食品衛生指導員 (中央卸売市場駐在の者に限る。)	白 ゴム長靴	2 1	1 3
-------------	-----------------------------	-----------	--------	--------

別表の1の表第4号の項第7号ホ中「作業療法士
児童指導員」を削り、同号中トをリとし、
し、へをチとし、ホの次に次のように加える。

へ 作業療法士 理学療法士	白 衣	2	1
	又は 作業服(上)	1	2
	白ズボン	2	1
	又は 作業服(下)	1	1
ト 保母 (院内保育 所保母に 限る。)	白 靴	2	1
	トレーニング シャツ トレーニング パンツ	1	2
		1	1

別表の1の表第4号の項に次の2号を加える。

(9) あすなろ学園	イ 医 師	白 衣	1	1
	薬 剤 師	白 ズ ボ ン	1	1
	ロ 衛生検査技師	白 ズ ボ ン	2	1
		白 ズ ボ ン	1	1
	ハ レクリエーション ワーカー 社会福祉主事員 児童指導員 セラピスト	白 衣	1	1
	ニ 看護婦	白帽 白衣	2	1
	看護婦	白帽 白衣	1	1
	ホ 看護士	白 ズ ボ ン	2	1
	看護士	白 ズ ボ ン	2	1
	へ 作業療法士	白 衣	2	1
		又は 作業服(上)	1	2
		白ズボン	2	1
		又は 作業服(下)	1	1
		白 靴	2	1
ト 保母 生活指導員	トレーニング シャツ トレーニング パンツ		1	2
			1	1

	チ 栄 養 士	白 衣	1	1
		帽 ズ ム 長 靴	1	3
	リ 事 務 吏 員	白 衣	1	1
00 環境科学センター	化 学 技 師	白 衣	1	1
		又は 作業服(上) 作業服(下)	1 1	2 1

別表の1の表第5号の項を削り、同表第6号の項第2号期間の欄中「2」を
「1」に改め、同項第4号機関の欄中「四日市高等職業訓練校」を「四日市高
等技術学校」に改め、同項第5号機関の欄中「津高等職業訓練校」を「津高等
技術学校」に改め、同項を同表第5号の項とし、同表第7号の項第1号を削り、

「農政事務所
企画総務部
(農務課に限る。)
農林事務所
企画総務部
(農務課に限る。)
農政部
農林水産事務
所
企画総務部
(農務課に限る。)
農政部
水産部」
を
同項第2号機関の欄中
「農業事務所
(農業構造改
善課及び農業
振興課に限る。)
農政事務所
(農務課農業
構造改善係及
び農業振興係
に限る。)」
に改め、同号

を同項第1号とし、同項第3号機関の欄中「普及企画部
宮農部」を「開発企画部」に、
「農業経営大学校」を「農業大学校」に改め、同号を同項第2号とし、同項
中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号
とし、第8号及び第9号を削り、同項第10号中「ゴム長靴 | 1 | 2 |」を
「 | ゴム長靴 | 1 | 2 |
防寒服 | 1 | 5 |」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第11号から
第14号までを4号ずつ繰り上げ、第15号を削り、同項第16号機関の欄中「水産
試験場」を「水産技術センター」に改め、同号イ中「ゴム長靴 | 1 | 2 |」
を「 | ゴム長靴 | 1 | 2 |
防寒服 | 1 | 5 |」に改め、同号を同項第11号とし、同項第17号機関

の欄中「耕地第一課
耕地第二課」を
「経済園芸課
普及農産課
耕地課
農村整備課」
に、「耕地事務所
林業事務所」を

「農政事務所
土地改良部
農林事務所
土地改良部
林政部
農林水産事務所
土地改良部
土地改良第一部
土地改良第二部
林政部」

に改め、同号を同項第12号とし、同項を同表第6号の項

とし、同項の次に次の1項を加え、同表第8号の項を削る。

7 土木部	(1) 本庁各課 土木事務所 流域下水道 建設事務所	現場業務に従事 する事務吏員又技 術吏員であつて、 特に土木部長が必 要と認めるもの	作業服(上) 作業服(下)	1 1	別に 定め る。
	(2) 建築営繕課	建築技師 機械技師 電気技師	ゴム長靴	1	別に 定め る。

別表の2の表第1号の項ト中「農業技術センター」を「農業技術センター
及び農業大学校」に、「ゴム長靴1|2|」を「ゴム長靴1|2|
防寒服1|5|」に改め、
同項ヌ中「浜島水産試験場」を「水産技術センター」に改め、同項ワ中
「地下たび1|0.5|」を「地下たび1|0.5|
防寒服1|5|」に改め、同項タ中「農業経営
大学校」を「農業大学校」に改め、同表第2号の項を次のように改める。

2 総務部	学事文書課	印刷技能員	作業服(上下) ズック靴	1 1	1 1
-------	-------	-------	-----------------	--------	--------

別表の2の表第3号の項第2号を削り、同項第1号の号番号を削り、同表第
4号の項を次のように改める。

4 保健環 境部	(1) 病 院	イ 看護助手	白ズボン 白ズボン 靴 (白ズボンを 貸与した者に は靴下を貸与 しない。)	2 2 2 4	1 1 1 1
		ロ 技能指導員 作業指導員	白又は 作業服(上) 白ズボン 又は 作業服(下) 靴	2 1 2 1 2	1 2 1 1 1

	ハ 薬剤助手	白ズボン	2 2	1 1
	ニ 検査助手	白ズボン	2 2	1 1
	ホ 保清員	白帽子 靴下	2 1 2 4	1 1 1 1
(2) あすなろ学 園	看護助手	白ズボン 靴下 (白ズボンを 貸与した者に は靴下を貸与 しない。)	2 2 1 2 4	1 1 1 1 1

別表の2の表第6号の項機関の欄中「菌検定所」を「農業技術センター
蚕業部」

「農林事務所
林政部
農林水産事務所
林政部」
に、「林業事務所」を「内水面試験場」を
「水産技術センター
内水面分場」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和61年4月1
日から適用する。

三重県訓令第7号

庁 中 一 般

三重県行政資料の収集管理に関する訓令を次のように定める。

昭和61年 5月30日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県行政資料の収集管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、行政資料の収集管理に関し、必要な事項を定めるものと
する。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

(1) 行政資料 別表に掲げる資料をいう。

(2) 課 三重県行政組織規則(昭和51年三重県規則第15号)第1章の規定により設置される課をいう。

(3) 課長 前号に定める課の長をいう。

(行政資料の収集、管理及び保存)

第3条 総務部学事文書課長(以下「学事文書課長」という。)は、行政資料を収集し、適正に管理及び保存しなければならない。

2 学事文書課長は、行政資料の収集、管理及び保存について、必要があると認めるときは、当該事務に関する連絡調整のための会議を開催することができる。

(行政資料の送付等)

第4条 各課長は、当該課において行政資料を作成し、又は受け入れた場合は、当該課で保管する必要があるものを除き、その都度、当該行政資料の資料名、編著者名、発行者名及び発行年月日を記載した行政資料納入書により学事文書課長に送付しなければならない。当該課で保管する必要がなくなった行政資料についても、同様とする。

2 前項の規定により送付する行政資料の部数は、2部(学事文書課長の指定する主要行政資料については、3部)とする。ただし、当該部数を送付することができないときは、1部(主要行政資料については、1部又は2部)とする。

3 学事文書課長は、行政資料について、前項本文に規定する部数の送付を受けたときは、その1部を三重県立図書館長に送付しなければならない。

4 各課長は、当該課で保管している行政資料(第1項の規定により送付した行政資料を除く。以下「保管行政資料」という。)を適正に管理するとともに、毎年度末現在における当該行政資料の資料名、編著者名、発行者名及び発行年月日を記載した原課保管行政資料報告書により4月末日までに学事文書課長に報告しなければならない。

(行政資料取扱主任)

第5条 各課に行政資料取扱主任(以下「取扱主任」という。)を置き、三重県庁文書規程(昭和35年三重県訓令第16号)第4条に定める課の文書取扱主任をもって充てる。

2 取扱主任は、前条の規定による課長の職務を補佐しなければならない。

(行政資料管理主任)

第6条 知事公室及び部(総務部を除く。)に行政資料管理主任を置き、企画員(知事公室にあつては、政策課課長補佐の職にある者)をもって充てる。

2 行政資料管理主任は、知事公室又は部の各課の取扱主任と連絡調整を行い、知事公室又は部の各課で作成し、又は受け入れた行政資料の学事文書課長へ

の送付が円滑に行われるようにしなければならない。

(行政資料の登録、整理等)

第7条 学事文書課長は、第4条第1項の規定により送付された行政資料を速やかに行政資料登録台帳に登録し、かつ、常に良好な状態で利用できるように整理しなければならない。

2 前項の規定により登録した行政資料は、永久保存とする。

3 学事文書課長は、保存する必要がなくなったと認めた行政資料については、前項の規定にかかわらず、当該行政資料を行政資料抹消台帳に登録し、かつ、行政資料登録台帳から抹消のうえ、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、学事文書課長は、当該行政資料を送付した課長に合議しなければならない。

4 学事文書課長は、第4条第4項の規定により報告を受けた行政資料の件名については、保管行政資料台帳により整理しなければならない。

(行政資料の閲覧等)

第8条 学事文書課長は、行政資料登録台帳に登録した行政資料については、その閲覧を希望する者に閲覧させなければならない。ただし、次に掲げる日又は時間においては、この限りではない。

(1) 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び3日、並びに12月29日から31日まで

(2) 行政資料の整理をするために要する日

(3) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日にあつては午前9時から正午まで)以外の時間

2 学事文書課長は、行政資料登録台帳に登録した行政資料の貸出しをすることができない。ただし、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 行政資料を閲覧する者又はその貸出しを受けた者は、当該行政資料を汚損し、棄損し、又は紛失してはならない。

(行政資料目録の作成)

第9条 学事文書課長は、行政資料の利用の便を図るため、必要に応じ、行政資料登録台帳に登録し、又は保管行政資料台帳に登録した行政資料の目録を作成しなければならない。

(資料として価値のある廃棄文書)

第10条 第3条第1項、第4条第1項、第7条第1項から第3項まで、第8条及び前条の規定は、資料として価値のある廃棄文書について準用する。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 三重県行政資料の収集管理に関する訓令(昭和55年三重県訓令第9号。次

項において「旧訓令」という。)は、廃止する。

- 3 旧訓令第5条の規定により行政資料登録簿に記載した行政資料は、第7条第1項の規定により行政資料登録台帳に登録した行政資料とみなす。

別表

1 県が作成し、又は印刷した資料（県が編集し、又は監修したものを含む。）	(1) 統計書
	(2) 白書、研究報告書、調査報告書等
	(3) 長期計画書、事務事業計画書等
	(4) 事務事業概要書、年報等
	(5) 要覧、便覧、事典等
	(6) 歳入歳出予算書及び決算書
	(7) 議事録、会議録、意見書、答申書、勧告書等
	(8) 事業誌、沿革誌、地誌、地方史誌、年表等
	(9) 公報、職員録その他定期的に発行するもの
	(10) その他資料的価値のあるもの
2 国、都道府県、市町村等が作成し、又は印刷した資料	(1) 重要な政策、計画、報告等に関するもの
	(2) 都道府県史、市町村行政沿革誌等
	(3) 官報、法令全書、国の白書、統計書等
	(4) その他行政及び郷土に関する資料で特に価値のあるもの



農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更する。

昭和61年5月30日

三重県知事 田 川 亮 三

1 農業振興地域

御浜地域（御浜町）、四日市地域（四日市市）、度会地域（度会町）、紀伊長島地域（紀伊長島町）及び紀和地域（紀和町）

2 農業振興地域の区別

別図の緑色で着色した部分に該当する土地の区域

「別図」は、省略し、三重県農林水産部農政課及び関係市町の区域を所管区域とする農林事務所又は農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、名張市営土地改良事業計画（農村基盤総合整備事業国津（羽根団地）地区区画整理）の変更を昭和61年5月21日認可した。

昭和61年5月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があつた。

昭和61年5月30日

三重県知事 田 川 亮 三

○伊倉津井土地改良区（津市雲出伊倉津町925）

退任理事

津市雲出伊倉津町925
 " " 1088
 " " 555
 " " 999
 " " 92
 " " 1082
 " " 1049

山 中 嘉 之
 中 島 幸 夫
 田 中 一 三
 大 西 佐千府
 土 性 重次郎
 太 田 弘
 枝 川 豊

就任理事

津市雲出伊倉津町1088
 " " 925
 " " 555
 " " 110
 " " 999
 " " 1082
 " " 1049

中 島 幸 夫
 山 中 嘉 之
 田 中 一 三
 梅 田 昭 二
 大 西 佐千府
 太 田 弘
 枝 川 豊

○東員地区土地改良区（員弁郡東員町大字山田2501）

就任監事

員弁郡東員町大字八幡新田211の2

愛 宕 勝 重

○木曾岬村土地改良区（桑名郡木曾岬村西対海地）

退任理事

桑名郡木曾岬村大字西対海地76
 " " 大字近江島50
 " " 大字加路戸214
 " " 大字加路戸765

岡 村 好 友
 森 義 雄
 諸 戸 勇
 諸 戸 義 男

桑名郡木曾岬村大字西対海地14
 " " 大字三崎432
 " " 大字中和泉26
 " " 大字小和泉78
 " " 大字源緑輪中206

退任監事

桑名郡木曾岬村大字雁ヶ地588
 " " 大字見入295
 " " 大字和泉118
 " " 大字源緑輪中305

就任理事

桑名郡木曾岬村大字西対海地76
 " " 大字見入389
 " " 大字近江島50
 " " 大字加路戸765
 " " 大字西対海地14
 " " 大字富田子292
 " " 大字三崎810の1
 " " 大字小和泉15
 " " 大字源緑輪中369

就任監事

桑名郡木曾岬村大字源緑輪中65
 " " 大字三崎388
 " " 大字見入319
 " " 大字和泉10

○加佐登土地改良区(鈴鹿市加佐登町2248-1)

退任理事

鈴鹿市加佐登町2464

" 上野町32
 " " 376
 " 上田町76
 " 加佐登町2471
 " 上田町1350
 " 加佐登町2739
 " " 203
 " 上田町406

伊藤正男
 富田又治
 三輪峰雄
 服部高治
 大橋定義

黒宮文生
 宇佐見末松
 三輪傑
 藤井佐太男

岡村好友
 黒宮寛
 森義雄
 諸戸義男
 伊藤正男
 伊藤利秋
 丹村昌雄
 服部忠雄
 浅井巖

後藤賢一
 白木澄雄
 平松孟章
 伴利章

高野貞次
 北岡清治
 北川幸雄
 藤田亨
 島田恒資
 岸本守
 井分常七
 瀬古芳男
 川北幸男

鈴鹿市加佐登町2430

退任監事

鈴鹿市加佐登町2609
 " 上田町1007

就任理事

鈴鹿市加佐登町2464

" 上野町32
 " " 376
 " 上田町96
 " 加佐登町2471
 " 上田町1350
 " " 406
 " 加佐登町2739
 " " 203
 " " 2430

就任監事

鈴鹿市加佐登町2609

" 上田町1007

○三渡南部土地改良区(一志郡三雲村大字曾原648)

退任理事

一志郡三雲村大字上ノ庄87
 " " 大字久米1410
 " " " 1411
 " " " 1405
 " " " 454の5
 " " " 391
 " " " 370
 " " 大字市場庄498の1
 " " " 533
 " " " 511
 " " " 532

松阪市六軒町58

一志郡三雲村大字中ノ庄1360

" " " 1370
 " " " 1400
 " " " 1410

岡田邦和

山口利生
 市川繁治

高野貞次
 北岡清治
 北川幸雄
 藤田亨
 島田恒資
 岸本守
 川北幸男
 井分常七
 瀬古芳男
 岡田邦和

山口利生
 市川繁治

中井守生
 久田享
 中村昭二
 葛西幸吉
 村川清一
 西川昭一
 中西利通
 中西權兵衛
 専田稔
 伊藤太郎
 米本貞夫
 丸林定一
 北川昇
 小林徳八
 竹内義一
 山田忍

一志郡三雲村大字中ノ庄1446
 " " 大字上ノ庄372の2
 " " " 1745
 " " " 1009

松阪市美濃田町806
 " " 760
 " " 937
 " " 1030
 " " 1050

一志郡三雲村大字西肥留73

退任監事

松阪市美濃田町727

一志郡三雲村大字久米1428の1
 " " 大字上ノ庄858

就任理事

一志郡三雲村大字上ノ庄87
 " " 大字久米1410
 " " 大字市場庄533
 " " 大字久米1411
 " " " 349
 " " " 352
 " " 大字市場庄600

松阪市六軒町58

一志郡三雲村大字中ノ庄1410
 " " " 1446
 " " " 1415
 " " " 1384の1
 " " 大字上ノ庄406

松阪市美濃田町944

" " 943
 " " 651

一志郡三雲村大字西肥留73

就任監事

松阪市美濃田町727

一志郡三雲村大字久米1428の1
 " " 大字上ノ庄858

北川克巳
 増田精
 田中昭
 雲切俊夫
 中井一郎
 林慶滋
 上山享男
 田中武
 西村正郎
 黒宮哲之

河合稲三郎
 村田喜右エ門
 津田重雄

中井守生
 久田享稔
 専田稔
 中村昭二
 前川徳雄
 西川進規
 万濃利一
 丸林定忍
 山田克巳
 北川芳夫
 山田弥平
 田中善定
 斎藤晴夫
 上山富美男
 寺本行夫
 黒宮哲之

河合稲三郎
 村田喜右エ門
 津田重雄

○村松土地改良区 (伊勢市村松町4009)

退任理事

伊勢市村松町50

" " 35
 " " 147
 " " 3916
 " " 3947
 " " 3862
 " " 3842の2
 " " 3780の28
 " 有滝町1998
 " " 7
 " " 2247の6

退任監事

伊勢市村松町55

" 有滝町2047
 " 植山町54

就任理事

伊勢市村松町6の4

" " 92の3
 " " 50
 " " 73
 " " 3879の1
 " " 3947
 " " 3862
 " " 3842の20
 " " 3780の28
 " 有滝町608の1
 " " 7
 " " 2084

就任監事

伊勢市村松町36

" 有滝町1999
 " 植山町56

浜口治郎
 浜口貞次
 中村文衛
 中村功一
 中村常一
 中村尚一
 浜口孝一
 浜口正美
 中井岩松
 三宅安治
 三宅長清

浜口忠吉
 岡村政男
 角谷政博

浜口政太郎
 西村和春
 浜口治郎
 中川潤一郎
 堀江幸雄
 中村常一
 中村尚一
 中村勉
 浜口正美
 橋爪松男
 三宅安治
 大木正男

浜口昌弘
 中山努
 田畑明男

○伊勢市黒瀬土地改良区 (伊勢市黒瀬町1691)

退任理事

伊勢市黒瀬町1501

" " 200

" " 1489

" " 1486

" " 435-1

" " 1687

" " 1525-1

" " 468

" " 1688

" " 1483

" " 1497

" " 196

退任監事

伊勢市黒瀬町1667

" " 1700

" " 1520

" " 1665

就任理事

伊勢市黒瀬町1665

" " 196

" " 435-1

" " 1489

" " 1483

" " 1688

" " 1497

" " 468

" " 1687

" " 1667

" " 1520

" " 1486

就任監事

伊勢市黒瀬町1700

" " 200

" " 1501

" " 1525-1

出口和男

酒徳孝

阪本和久

田島甫

牛江喜十

酒徳忠男

西井謙蔵

酒徳嘉重

酒徳晃守

坂本吉正

世古口幸門

酒徳松弥

酒徳肇

世古口溢男

森田啓一

森田啓一

世古口幸門

牛江喜十

阪本和久

酒徳守晃

坂本吉正

酒徳嘉重

酒徳忠男

酒徳松弥

世古口溢男

田島甫

酒徳肇

酒徳孝

出口和男

西井謙蔵

○三重用水土地改良区(三重郡菰野町大字菰野1999の1)

就任理事

四日市市下海老町2148

萩義道

○国津土地改良区(名張市奈垣18)

退任理事

名張市奈垣391

中山育男

○鈴鹿川沿岸土地改良区(鈴鹿市神戸1-18-18)

退任理事

鈴鹿市庄野町1826

小林武

" 弓削町614

河村平雄

" 甲斐町1135

蔵田邦夫

" 竹野1-21-5

鈴木市雄

" 十宮1-14-1

岡田善政

" 須賀2-8-28

岡田芳男

" 安塚町793

森田英男

" 西条1-16-2

玉田一平

" 東玉垣町1100-1

堀重次郎

" 土師町550

瓜生藤市

" 矢橋1-17-17

西川多聞

" 北玉垣町1972

長谷悟

" 下箕田2-2-28

森田留七

" 中箕田1-22-26

中村進一

" 長太旭町6-2-5

西田久精

" 一ノ宮町1223

柳原一徹

" 長太栄町3-13-5

池田中義明

" 高岡町560

森大塚道弘

" 池田町1426

大松岡留義

" 神戸8-29-5

西城與次

" 若松東1-2-28

西垣内進

" 若松西5-8-33

中村仲三郎

三重郡楠町南川812

鈴鹿市中旭ガ丘2-7-47

" 寺家3-6-45

丸山秀臣

就任理事

鈴鹿市庄野町1826

小林武

" 弓削町614

河村平雄

鈴鹿市甲斐町262

" 竹野 1-21-5
 " 十宮 1-14-1
 " 須賀 2-11-20
 " 地子町317
 " 西条 1-16-2
 " 東玉垣町1100-1
 " 土師町555-1
 " 矢橋 1-15-10
 " 北玉垣町81-2
 " 林崎 1-10-20
 " 下箕田 2-18-12
 " 長太旭町 6-2-5
 " 一ノ宮町1223
 " 長太栄町 3-13-5
 " 高岡町560
 " 池田町1426
 " 神戸 8-29-5
 " 若松東 1-2-28
 " 若松西 5-8-33

三重郡楠町南川436

鈴鹿市中旭ガ丘 2-7-47

" 寺家 3-6-45
 " 須賀 1-10-18

○ちくさ県園土地改良区(三重郡菰野町大字音羽678-1)

退任監事

三重郡菰野町大字潤田773

" " 大字千草2660
 " " " 2535
 " " " 2775
 " " " 2676
 " " " 3248
 " " " 3232
 " " " 6084
 " " " 6377
 " " 大字竹成490

前川 隆
 鈴木市雄
 岡田善政
 松林秀彦
 伊藤富男
 玉田一平
 堀重次郎
 後藤茂夫
 岸野武雄
 山村照雄
 田中幸雄
 杉本源一
 西田久之
 柳原精一
 池中徹
 森義明
 大塚道弘
 松岡留義
 西城與惣次
 垣内進
 森田正弥
 野村伸三郎
 丸山秀臣
 戸田登

伊藤作一
 小林周吉
 伊藤豊秋
 山口良介
 稲垣直和
 岡崎彦一
 清水衛
 松岡千秋
 松岡忍
 伊藤久雄

退任監事

三重郡菰野町大字千草2258

" " " 3499
 " " " 6328
 " " 大字竹成1818

就任理事

三重郡菰野町大字潤田773

" " 大字千草2660
 " " " 2535
 " " " 2536
 " " " 2676
 " " " 3248
 " " " 3241
 " " " 6084
 " " " 6377の1
 " " 大字竹成490

就任監事

三重郡菰野町大字千草2258

" " " 3499
 " " " 6328
 " " 大字竹成1818

○中ノ川沿岸土地改良区(鈴鹿市三宅町2147)

退任理事

鈴鹿市三宅町755

退任監事

龜山市下庄町1177

就任監事

鈴鹿市三宅町1521

龜山市下庄町1825

○徳田土地改良区(鈴鹿市徳田町56)

就任理事

鈴鹿市徳田町1001-2

" " 1541-1
 " " 70
 " " 1540
 " " 2668

福田重郎
 山口實
 秦義正
 松岡清嗣

伊藤作一
 小林周吉
 伊藤豊秋
 小林生
 稲垣直和
 岡崎彦一
 樋口美智雄
 松岡千秋
 松岡忍
 伊藤久雄

福田重郎
 山口實
 秦義正
 松岡清嗣

金丸務

草川清正

三谷眞司
 松尾勇

渥美尚
 渥美正之
 出口齐
 渥美正
 米川政夫

鈴鹿市徳田町1645

" " 1619

" " 2109

" " 1591

" " 549- 2

" " 2117

" " 256

" " 59

" " 28

" " 33- 2

" " 149

" 稲生町11218- 1

就任監事

鈴鹿市徳田町1539

" " 31

○東禅寺土地改良区(員弁郡藤原町大字東禅寺)

退任理事

員弁郡藤原町大字東禅寺1526

" " " 847

" " " 689

" " " 671

" " " 520- 3

退任監事

員弁郡藤原町大字東禅寺578

" " " 730- 2

就任理事

員弁郡藤原町大字東禅寺513- 3

" " " 455- 3

" " " 700

" " " 665

" " " 748

就任監事

員弁郡藤原町大字東禅寺679

" " " 712

○雲出川土地改良区連合(久居市東鷹跡町2-1)

退任理事

米 川 安 博

米 川 猛

米 川 政 広

畑 幸 一

山 崎 久 雄

太 田 憲 一

林 克 也

渥 美 謙

渥 美 正 紀

岩 津 善 久

渥 美 進

平 田 松 寿

渥 美 重 一

渥 美 誠

谷 口 庄之助

水 谷 文 雄

葛 山 立 生

柘 野 善 弘

木 村 久 英

木 村 武 義

清 水 保 広

木 村 政 行

清 水 昭

栗 田 守 夫

清 水 茂 弘

溝 口 勝 三

岡 忠 一

葛 山 竹 男

津市高茶屋小森町663

退任監事

久居市木造町1378

就任理事

久居市木造町1378

就任監事

津市雲出本郷町

○穴倉川沿岸土地改良区(安芸郡安濃町大字川西)

退任理事

安芸郡安濃町大字連部225の 3

○雲出井土地改良区(久居市東鷹跡町2-1)

退任理事

津市大字垂水町1043

退任監事

津市大字垂水町798

就任理事

津市大字垂水町798

就任監事

津市大字藤方1306の 1

○荘西土地改良区(度会郡二見町大字江302の2)

退任理事

度会郡二見町大字西873

就任理事

度会郡二見町大字西851

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和61年 5 月30日

三重県知事 田 川 亮 三

工事完了 年 月 日	開発区域又は工区に含まれる地域 の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和61年 5 月 8 日	名張市梅が丘北3番町(第8工区のうち、道路(里道付替)に係る部分以外の部分) 名張市梅が丘北5番町(第9-2工区のうち、道路(里道付替)に係る部分以外の部分) 名張市梅が丘北4番町(第10工区のうち、道路(里道付替)に係る部分以外の部分)	大阪市北区天神橋2丁目北2-1 1 大倉建設株式会社 代表取締役 大 島 直 良

松 岡 博

寺 西 茂

寺 西 茂

安 田 文 雄

前 田 延 雄

浅 田 利 雄

山 本 幸 男

山 本 幸 男

市 川 潔

藪 木 守

藪 木 孝 昭

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和61年5月30日

三重県北勢県民局桑名土木事務所長 大庭 啓 司

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和61年4月19日	桑名市大字桑部字成下3074-2	桑名市大字桑部457 小川 宏
昭和61年4月30日	員弁郡東員町長深3910-1	員弁郡東員町長深3763-1 門脇 健二

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和61年5月30日

三重県北勢県民局四日市土木事務所 林 吉 見

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和61年4月8日	四日市市野田2丁目381-1ほか4筆	四日市市堀木2丁目17-16 高野 敏晴
昭和61年4月10日	四日市市西山町字屋敷西7529-2	四日市市西山町7494 伊藤 正克
昭和61年4月10日	四日市市西山町字屋敷西7529-4	四日市市和無田町1046 井上 秀樹 四日市市西山町7479 伊藤 正克
昭和61年4月15日	四日市市末永一本木1078-1ほか1筆	四日市市北浜田町10-3 トヨタカラー三重株式会社 代表取締役 永井 啓式
昭和61年4月15日	四日市市曾井町字西垣内618-7	四日市市曾井町618-2 成田 哲男 成田 久美子
昭和61年4月15日	四日市市西大鐘町字西辻504-1	四日市市西大鐘町489 伊藤 孝
昭和61年4月15日	四日市市南小松町字茶垣外1886ほか1筆	四日市市富田1丁目16-8 伊藤 信男
昭和61年4月17日	三重郡川越町大字豊田字北川原837-3ほか11筆	三重郡菰野町大字菰野1418 三重県三重郡土地開発公社 理事長 鶴崎 博
昭和61年4月22日	四日市市水沢町字砂4579-139	四日市市水沢町字砂4579-21 山北 義治 山北 二三代

昭和61年4月23日	四日市市波木町字神楽田739-5	四日市市波木町1002-1 小林 由紀 小林 仁美
昭和61年4月24日	三重郡朝日町大字小向字七反田347-4ほか1筆	四日市市中川原1丁目15-7 イーゼル株式会社 代表取締役 木村 正之

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和61年5月30日

三重県北勢県民局鈴鹿土木事務所 井田 和 夫

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和61年4月11日	鈴鹿市追分町字大通林143-2ほか1筆	鈴鹿市追分町143-2 金森 正雄 金森 節子
昭和61年4月11日	鈴鹿市寺家八丁目359ほか1筆	津市栄町1丁目147-5 三重県労働者住宅生活協同組合理事長 服部 睦
昭和61年4月14日	鈴鹿市三宅町字金堤1857-2	鈴鹿市三宅町2086 三浦 隆
昭和61年4月17日	鈴鹿市五祝町字蔵久93-3ほか1筆	鈴鹿市徳田町93-3 渥美 健一
昭和61年4月24日	鈴鹿市住吉二丁目65-1	鈴鹿市神戸一丁目18番8号 鈴鹿市土地開発公社 理事長 野村 伸三郎
昭和61年4月25日	鈴鹿市国府町字治家3245-3	埼玉県川越市稲荷町10-5 小林 洋子 小林 康秀
昭和61年4月28日	鈴鹿市道伯町字野田西2058-4	鈴鹿市道伯町2278 岡田 正一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和61年5月30日

三重県津地方県民局津土木事務所 西村 奎 介

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和61年4月17日	津市大字野田字一八725-11ほか3筆	津市乙部12-25 伊藤 勝見

昭和61年 4月19日	津市栗真中山町字北浦505-1	津市一身田町302-18 岩永琢美 岩永恵子
昭和61年 4月22日	津市雲出長常町七ノ割1201-8	津市上浜町三丁目74-2 旭鍍金株式会社 代表取締役 中山秀生
昭和61年 4月24日	津市高茶屋小森字四ツ野1566-6 ほか1筆	松阪市鎌田町217-10 株式会社岩井商事 代表取締役 岩井光子
昭和61年 4月24日	津市高茶屋小森上野町字南浜替 1153ほか2筆	名古屋市中村区名駅4丁目25-5 アサヒタッチ株式会社 代表取締役 水越徳和 三重郡朝日町小向690 朝日食品株式会社 取締役社長 水越徳和 桑名市内堀10 朝日株式会社 代表取締役 水越徳和

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和61年5月30日

三重県津地方県民局久居土木事務所 中尾伸司

工事完了 年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の 名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和61年 3月31日	久居市元町字垣内126ほか1筆	久居市本町1396 久居市農業協同組合 組合長理事 佐藤勝己
昭和61年 4月14日	一志郡嬉野町大字中川字南川1532 ほか2筆	一志郡嬉野町大字中川1524-83 有限会社藤田組 代表取締役 藤田 匠
昭和61年 1月10日	一志郡嬉野町大字宮古字東出920 -5	一志郡嬉野町大字宮古930 中原喜之

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和61年5月30日

三重県南勢志摩県民局伊勢土木事務所長 阿曾成穂

工事完了 年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の 名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和61年 5月8日	伊勢市通町字瓶垣外33-1ほか5 筆	伊勢市曾根2丁目10-13 グランド産業有限公司 代表取締役 山田正雄

お知らせ

三重県中央卸売市場の関連事業者を次のとおり補充募集する。

昭和61年5月30日

三重県知事 田川亮三

1 募集業種と募集業者数

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 揚物 | 1業者 |
| (2) 佃煮・惣菜 | 1業者 |
| (3) 練製品 | 1業者 |
| (4) 茶 | 1業者 |
| (5) 調理冷凍食品（業務用） | 1業者 |
| (6) 菓・化粧品 | 1業者 |
| (7) 製箱 | 1業者 |

2 申請書の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間
昭和61年6月2日（月）から同月20日（金）まで
- (2) 受付時間
午前9時から午後4時まで（土曜日は正午まで）
- (3) 受付場所

一志郡三雲町大字小津字1の割800番地 三重県中央卸売市場管理事務所業務課水産係

なお、郵送による申請は受け付けない。

3 その他

募集申込みについての問い合わせは、三重県中央卸売市場業務課水産係（電話059856-8118）まで

昭和61年版三重県職員録を次のとおり販売する予定ですから、御希望の方は、お申込みください。

集録内容 行政機構図、各課（室）の分掌事務、知事、副知事及び出納長の氏名及び住所、本庁及び出先機関並びに企業庁、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、各種委員会等の所属別職名、氏名及び住所並びに人名索引

（附録） 県公社、県選出国會議員並びに各市町村の長、助役、収入役の氏名等

規格及びページ数 A5版 約430ページ

販売価格 1部 2,000円

申込先 三重県総務部学事文書課

津市広明町13番地

電話 津<0592>(24) 2167 千514

申込期間 昭和61年6月1日から同月20日まで

販売(予定)期間等 昭和61年7月10日から同年8月末日まで

現品は、販売期間中に学事文書課印刷係(県庁本庁舎裏厚生棟
地下1階)でお渡ししますから、受け取りにきてください。

正 誤

昭和61年2月28日付け三重県公報第11459号に登載した、開発行為に関する
工事が完了した旨の公告中

ページ 行 誤

正

39	中段の表	(8工区)	(8工区のうち、道路(里道付替)に係る部分)
"	"	(9工区)	(9工区のうち、道路(里道付替)に係る部分)
"	"	(10工区)	(10工区のうち、道路(里道付替)に係る部分)

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和61年5月30日印刷発行

津市広明町13番地

三重県
印刷 三重県総務部学事文書課